

基本目標2

次代を担う子どもたちを 安心して育てるために

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりとともに、次代を担うすべての子どもたちが、様々な人や自然、地域社会との関わりを通じて、確かな学力や心豊かな人間性をしっかりと身に付け、のびのびと健やかに成長できるまちを目指します。

分野別の将来像と施策体系

調布の自然の中で、子どもがのびのびと育つまち

施策04 子ども・子育て家庭の支援

子どもたちの個性を伸ばし、

たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

施策05 学校教育の充実

青少年が地域の中で、様々な体験や

世代間交流を通じて成長できるまち

施策06 青少年の健全育成

2-1 調布の自然の中で、子どもがのびのびと育つまち

施策04 子ども・子育て家庭の支援

目的	対象	子ども（出生前を含む）、子どもの保護者
	意図	子どもが健やかに成長できる 多様なライフスタイルに合わせて、安心して子どもを産み育てることができる

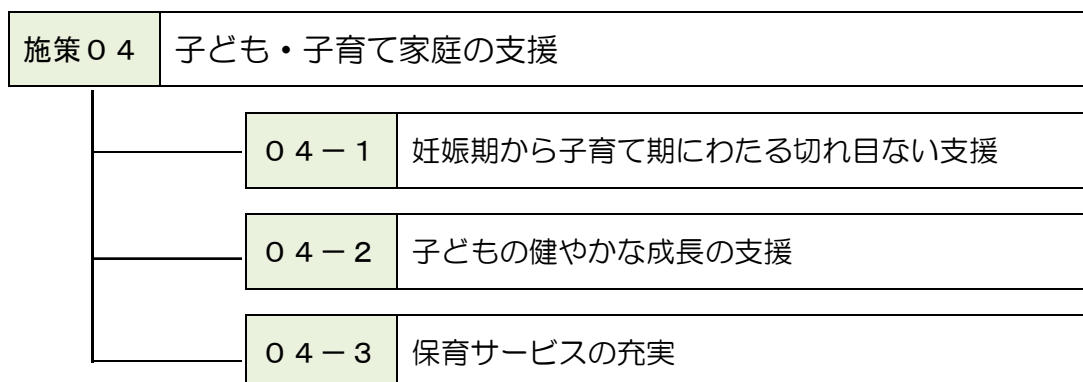
施策の方向

子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

後期基本計画における施策のポイント

- 多様な保育ニーズへの対応（保育園待機児童対策、学童クラブ入会保留児童対策、幼児教育・保育無償化への対応）
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実（母子保健施策と子育て支援施策との連携）
- 児童虐待の防止と早期発見に重点を置いた養育相談を充実させるための体制の検討
- 既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの整備・運営
- 公立保育園における民間活力活用の推進
- 子ども・若者基金の効果的な活用の検討

基本的取組の体系



現状と課題

- 調布市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもを地域社会全体で育てていきたいという願いを込めて、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である調布市子ども条例を制定し、2005（平成17）年4月から施行しています。
- 調布市子ども条例の理念を具現化するため、子ども・子育て支援法（2012年（平成24年）8月制定）に基づき策定した調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）（2015（平成27）年度～2019（平成31）年度）について、子育て支援に関するニーズ等を把握しながら、2020（平成32）年度からの次期計画を策定し、引き続き、計画に基づき子どもと子育て家庭を総合的に支援していく必要があります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、これまで、子ども家庭支援センターすこやかや児童館の子育てひろばを中心に、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。
- 2015（平成27）年4月に調布駅南口において、子育てカフェ「aona」及び子育てひろば機能や一時的・定期的な預かり機能を有する「プレイセンターちょうふ」が開設されました。引き続き、子育てを楽しいと感じることができるよう、市民やNPO法人等とも協働しながら、子育て家庭同士が交流できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 核家族化や、コミュニティの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化や家庭の育児力の低下、子どもの虐待が大きな社会問題となっています。子どもの健全な発育・発達を促すためには、疾病予防や、健康管理だけでなく、育児不安や負担感の軽減等のきめ細かな支援や地域での子ども・子育て支援を行う必要があります。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について、子育て家庭の不安を和らげるため、子育て世代包括支援センター（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）を中心とし、引き続き、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組んでいく必要があります。
- 2016（平成28）年6月に施行された児童福祉法により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している子どもなど日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされ、医療的ケア児の支援体制を整備していく必要があります。
- 東京都が2016（平成28）年8月から9月にかけて実施した「東京都子供の生活実態調査」の調査結果をもとに、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターの協力を得て、調布市の子どもの生活実態を明らかにし、必要な考察を得ることを目的に「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」を作成しました。
子どもの貧困の連鎖防止対策の充実と複合的な課題を抱える子ども・若者の自立支援の充実について、引き続き、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を中心に効果的な取組を検討していく必要があります。
- 虐待に関する相談は依然として多く寄せられているため、引き続き相談事業の認知度向上に努め、虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、児童相談所、警察、医師会等の関係機関や地域との連携を一層深め、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。
また、児童福祉法の改正により、児童相談所と市区町村の役割が見直されることとなり、こ

第3編 分野別計画

れまで児童相談所で取り扱っていた業務の一部を市区町村が担うこととされたため、相談体制の検討が必要です。

- 調布市では、子ども発達センターにおいて、就学前の子どもを対象に、発達支援事業や通園事業などを実施しており、一人一人の必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援しています。支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、関係機関と連携しながら取り組む必要があります。
- 保育園待機児童対策については、現基本計画期間中（2015（平成27）年度～2018（平成30）年度）にこれまで認可保育園19園を誘致、開設し、約2,000人の定員を拡大してきました。一方で、新規申込者数も増えていることにより、2018（平成30）年4月時点での待機児童数は167人となっています。今後も、将来の保育需要を見据えた待機児童対策に取り組む必要があります。
- 東京都や関係部署と連携しながら、認可保育園と地域型保育事業所に対して実施している指導検査を継続していく必要があります。
- 児童の放課後の生活の場となる学童クラブについては、2015（平成27）年4月に施行された児童福祉法の一部改正を受け、対象児童を小学校6年生まで拡大しました。近年、児童数や学童クラブニーズが増加していることから、今後も引き続き計画的に施設整備を進めるとともに、放課後子供教室事業ユーフォーとの一体的な運営を推進する必要があります。また、既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの整備を進めるとともに、開設後の適切な運営を行います。

✚ 基本的取組の内容

04-1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

◆調布市子ども条例及び調布っすこやかプランに基づく子ども・子育て支援の推進

子どもが健やかに成長し、保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、調布市子ども条例及び調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）により、子育て世代包括支援センターを中核として地域全体で子どもの育ちと子育てを支援します。

調布っすこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）については、子育て支援に関するニーズ調査等を把握しながら、2020（平成32）年度からの次期計画を策定します。

◆すこやかを中心とした子育て支援

子ども家庭支援センターすこやかを子育て支援の中心的な拠点として、保護者が持つ子育ての不安を解消し、安心して子育てができるよう、相談事業や一時預かり事業、学習・交流事業などを行い、支援します。

◆学習・交流の場の充実

子どもの健やかな成長のために、保護者が子育てに関して学習する機会を提供するとともに、子育て家庭同士が交流できる事業を行うほか、子育て家庭が気軽に情報共有や交流ができる環境づくりに引き続き取り組みます。

◆子育て家庭の経済的支援

乳幼児と義務教育就学児に対する医療費助成を実施するとともに、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。また、幼稚園や保育施設等に通う子どもがいる家庭に対する支援については、幼児教育・保育の無償化による新たな制度を踏まえ、適切に対応していきます。

◆ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭など、特に配慮が必要な家庭について、経済的支援をはじめ、教育訓練や就労支援などの自立に向けた取組を進めます。

◆子どもの貧困対策の推進

経済的な困難を抱える家庭の子どもを対象に、進学や就職につなげるため、学習支援や相談・生活支援を行うなど、子どもの貧困連鎖の防止に向けて取り組みます。

◆母子保健の推進

出産前後の健康診査や相談と訪問、予防接種等の実施により、疾病予防を行うとともに、初期救急時の医療体制を整備し、子どもの健やかな成長を支援します。妊婦に対する保健師等の面接を行う「ゆりかご調布事業」、産後の母子に対する心身のケアを行う「産後ケア事業」や、生後4か月までの「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施するとともに、保健師の地域における相談をはじめとした様々な活動により、必要な支援や情報提供等を行います。

◆児童館子育てひろば事業の実施


地域における子育て家庭の子育てに対する不安感の解消と子どもの健全な成長を支援するため、引き続き、市内11箇所の児童館において子育てひろば事業を実施します。また、「乳幼児施設連絡会※」を開催し、乳幼児に関わる関係機関同士の顔の見える関係づくりを行い、地域における課題を共有します。

※乳幼児施設連絡会

地域の身近な子育て支援の拠点として、児童館が関係機関との連携強化を図り、地域で安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを目的に、児童館ごとに実施する連絡会

構成員：児童館職員、各児童館周辺の保育園や幼稚園など乳幼児関係施設職員及び民生児童委員等

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
子育て支援サービスに満足している市民の割合	51.4% (2014(平成26)年度)	50.6% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	ひとり親家庭等への支援	担当課	子ども家庭課	重点2
事業の概要	ひとり親家庭、ひとり親家庭の20歳未満の子ども、ひとり親となることが想定される親及びその関係者に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供、就労支援等を行います。また、進学や就職につなげるための学習支援を行います。			

第3編 分野別計画

事業名	出産・子育て応援事業《新規》	担当課	健康推進課	重点2
事業の概要	すべての子育て家庭に対し妊娠期から専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減し、支援が必要な特定妊婦の早期把握・支援につなげることを目的として、「ゆりかご調布面接」や「産後ケア事業」を行います。			

その他の主な事業

- ・乳幼児医療費助成
- ・義務教育就学児医療費助成

04-2 子どもの健やかな成長の支援


◆子どもの虐待防止対策

子ども家庭支援センターすこやかでの相談事業などにより虐待の未然防止に取り組むとともに、児童虐待防止センターを中心に関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。また、養育支援を充実させるための体制について検討します。

◆子どもの発達への支援

発達に遅れやかたより及びそのおそれのある子どもに関する相談等を行い、関係機関と連携しながら、子どもの健やかな成長を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
子ども家庭支援センターすこやかなどで児童虐待に関する相談を受け付けていることを知っている市民の割合	32.5% (2014(平成26)年度)	36.0% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	児童虐待防止センター事業の推進	担当課	子ども政策課
事業の概要	子ども家庭支援センターすこやかにおいて、児童虐待防止センター事業を実施し、相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。		
事業名	発達障害児支援事業【再掲】	担当課	子ども発達センター
事業の概要	子どもの障害や発達の遅れ、かたよりに関する相談に応じ、早期に適切な療育へつなげていくため、子ども発達センターを中心とした支援体制の充実を図ります。		

04-3 保育サービスの充実

◆保育の質の維持・向上

子ども・子育て支援法に基づき、2016（平成28）年度から、保育の質の維持・向上を図ることを目的に、市内の認可保育園等に対して、指導検査を実施しています。引き続き、保育の質の維持・向上を図るため、指導検査を実施していくとともに、保育士確保のため、就職相談会の実施や処遇改善等の支援に取り組みます。

◆待機児童対策の推進


子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、認可保育園の整備をはじめ、年度限定型保育事業、幼稚園における一時預かり事業など、ソフト・ハード一体となった待機児童対策に取り組みます。

◆学童クラブ事業の充実

放課後の児童の安全な育成の場を確保するため、放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携を図るとともに、条例で定めた学童クラブの設備及び運営に関する基準を踏まえた施設整備に努め、育成環境の向上に取り組みます。

また、既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる学童クラブの整備を進めるとともに、開設後の適切な運営を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
保育施設整備率※	34.8% (2014(平成26)年 4月1日時点)	43.6% (2017(平成29)年度)	

※保育施設整備率 就学前児童人口に対する公的保育サービスの定員割合

基本計画事業候補

事業名	待機児童対策の推進	担当課	子ども政策課	重点2
事業の概要	認可保育園等を整備・誘致するほか、多様な保育ニーズに対応するため、ソフト・ハード一体となった待機児童対策に取り組みます。			

事業名	学童クラブの施設整備	担当課	児童青少年課	重点2
事業の概要	入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について施設整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、家庭や地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。
- 事業者は、仕事と家庭の両立支援や子育て支援に関し有益な取組を行うよう努めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
「こどもとフラット（カフェ，一時預かり及び定期利用保育，子育て広場）」の運営支援	社会福祉法人調布白雲福祉会，特定非営利活動法人ちょうふ子育てネットワーク・ちよこネット
子育て応援サイト「コサイト」の運営支援	特定非営利活動法人ちょうふ子育てネットワーク・ちよこネット

施策05 学校教育の充実

目的	対象	小・中学生
	意図	基礎的な知識や社会性，体力が身に付き，自ら学び，考える力を培う

✚ 施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力をはぐくむための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 新学習指導要領に基づく学校教育の推進（徳・知・体の調和のとれた成長，グローバル化・情報化の進展など社会の変化にも主体的に対応できる力の育成）
- 教育人口の推移，施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備
- オリンピック・パラリンピック教育の推進（運動やスポーツへの関心・基礎体力の向上，障害や国籍など多様性を認め合う意識の醸成など）
- 学校における教職員の働き方改革による学校教育の質の維持・向上

✚ 基本的取組の体系

施策05	学校教育の充実
	05-1 豊かな心の育成
	05-2 確かな学力の育成
	05-3 健やかな体の育成
	05-4 個に応じたきめ細かな支援
	05-5 魅力ある学校づくりの推進
	05-6 安全・安心な学校づくりの推進
	05-7 学校施設整備の推進

現状と課題

- 次期教育プラン（2019（平成31）年3月策定予定）に基づき、多様な教育課題に対し、計画的に施策を推進するとともに、調布市教育大綱（2019（平成31）年3月改定予定）に連なる5つの連携テーマに基づき、市長部局と教育委員会が協議・調整を行い、効果的・効率的な教育行政を推進していく必要があります。
- いじめは人の尊厳を侵害する大きな人権問題であり、調布市では、2007（平成19）年に、『子ども 夢 すこやか まちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～を行っています。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則や調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針に基づく、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針及び2020年に向けた調布市の取組方針等を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、大会後のレガシー創出につながるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進しています。
- 新学習指導要領が、小学校では2020（平成32）年度から、中学校では2021（平成33）年度から全面実施されます。子どもたちが、新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、確かな学力を育成することが求められています。
- 調布市の児童・生徒の体力につきましては、各種目の合計点が東京都平均に達していない学年があります。学校における体育活動を通じて、成長・発達に必要な体力や身体的能力の基礎を養います。また、体力面と併せて食習慣をはじめとする基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう支援していく必要があります。
- 2016（平成28）年12月、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育機会確保法」と言う。）が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関する国・地方公共団体の責務が規定されました。調布市として、不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営等、子ども一人一人の実情に合わせたきめ細かな支援を行っています。
- 経済格差の進行により、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化していることから、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。
- 障害者差別解消法や教育機会確保法に基づき、子ども一人一人の能力や資質を伸ばす教育、自己肯定感を育む教育が一層求められている中、引き続き、増加傾向にある特別な支援が必要な児童・生徒に対し、（仮称）調布市特別支援教育推進計画（2019（平成31）年3月策定予定）に基づき、関係機関等と連携を図りながら特別支援教育を推進していく必要があります。
- 学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、魅力ある学校づくりに取り組むために、地域による学校の支援から、地域と学校の連携・協働の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが重要です。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割の増加に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる大きな問題となっています。国や東京都教育委員会の取組を踏まえ策定する（仮称）調布市立学校における働き方改革プラン（2019（平成31）年3月策定予定）に基づき、教員の働き方改革に取り組む必要があります。
- 食物アレルギー対応については、調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルを適正に運用することで、事故が二度と起こらないよう、引き続き再発防止策を実施する必要があります。

第3編 分野別計画

- 近年、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や、登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が課題となっています。また、調布市防災教育の日の取組などを通じて、児童・生徒が自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。
- 学校施設の老朽化対策として、耐久性調査の結果などを踏まえ、2019（平成31）年3月策定予定の（仮称）調布市学校施設整備方針に基づき、施設の建替えや長寿命化などの対応を計画的に進めていく必要があるとともに、発災時の避難所機能の向上について併せて進める必要があります。
- 調布市では、今後も児童・生徒数は増加する見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。

✚ 基本的取組の内容

05-1 豊かな心の育成

◆命の教育の推進

「命」の授業の実施や「いのちと心の教育」月間を通して自他の生命を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

◆人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育を推進します。

◆道徳教育の推進

道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育の推進を図ります。

◆体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 (上段：小学校、下段：中学校)	—	95.2% 70.0% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	担当課	指導室
事業の概要	不登校・いじめ・子どもの貧困問題等の改善に資するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、一人一人の「個」に応じた様々な支援を図ります。		

05-2 確かな学力の育成

◆新学習指導要領を踏まえた取組の推進

新学習指導要領は、小学校では2020（平成32）年度から、中学校では2021（平成33）年度のから全面実施されます。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、改定のポイントとなる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に取り組むとともに、外国語教育の充実、道徳教育の充実、ICT機器の整備・活用による情報教育の推進など、各種教育活動を推進します。

◆基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成

少人数・習熟度別指導等による指導や個に応じたユニバーサルデザインの視点に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、挑戦する意欲の育成と定着を図ります。

◆グローバルな人材の育成

英語及び外国語活動の充実により、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

◆学校図書館の活用推進

各学校の学校図書館専門嘱託員による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 (上段：小学校、下段：中学校)	2.0ポイント 2.0ポイント (2014(平成26)年度)	2.4ポイント 0.1ポイント (2017(平成29)年度)	➔

その他の主な事業

- ・少人数学習指導の推進

05-3 健やかな体の育成

◆体力向上への支援

体育授業の改善、「一校一取組，一学級一実践」運動，コーディネーショントレーニング，オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組，小学生ラグビー大会の実施，中学生「東京駅伝」大会への参加など，体育・健康に関する取組を学校全体で展開し，児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに，チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

◆オリンピック・パラリンピック教育の推進

調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かし，オリンピック・パラリンピアンとの交流等を通じ，運動やスポーツへの関心を高めるとともに，異文化や障害者理解など，自他を認め，尊重し合う心を育成します。

◆食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し，生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう，食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに，地場農産物の活用，給食の時間を活用するなど，学習活動や家庭・地域との連携を図りながら，食育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成 34)年度)
東京都「児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と市の体力合計点の比較（上段：小学校，下段：中学校）	—	▲2.5 ポイント ▲2.7 ポイント (2017(平成 29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	体力向上への支援<新規>	担当課	指導室
事業の概要	保健体育教育専門研究員を設置し，児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態等を把握しながら，体力向上や健康増進等を推進するとともに，地域学校協働活動推進事業を活用した部活動外部指導員・水泳指導員・授業補助員などを通じ，児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。		

05-4 個に応じたきめ細かな支援

◆特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童・生徒一人一人のため、個別指導計画の作成やスクールサポーターの活用、巡回相談の実施等、すべての学校で特別支援教育を推進します。また、就学前から中学校まで、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう、関係機関との連携を進めます。

◆不登校児童・生徒への支援

対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や、市の関係部署、関係機関等と連携した支援を進めます。また、適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。

◆いじめ、虐待の防止と対応

スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

◆個に応じたきめ細かな教育相談の充実

教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

◆児童・生徒の貧困への対応

スクールソーシャルワーカーによる支援や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度による支援を継続します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
学校に行くことが楽しい と思っている児童・生徒 の割合 (上段：小学校，下段： 中学校)	—	84.7% 81.7% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	特別支援教育の推進	担当課	指導室	重点2
事業の概要	LD [*] 、ADHD [*] 、高機能自閉症等の発達障害を含めたすべての障害、学習や集団生活の適応等に課題のある児童・生徒に対し、スクールサポーターの配置や専門家チームの巡回相談等により個に応じた特別支援教育を推進します。			

※LD <Learning Disabilities> (学習障害)

知的障害はないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態

※ADHD <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder> (注意欠陥・多動性障害)

不注意や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

事業名	不登校児童・生徒への支援<<新規>>	担当課	指導室
事業の概要	小学校適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校（分教室型）「第七中学校はしうち教室」の運営により、不登校児童・生徒に対し、教育の機会を提供するとともに、メンタルフレンド制度等による一人一人の実情に合わせたきめ細かな支援を実施します。		

05-5 魅力ある学校づくりの推進

◆地域人材等を活用した教育の充実

「地域学校協働本部」を各学校に計画的に設置し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。

◆特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性を伸ばす取組を進めます。

◆教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修等に加え、外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる高揚を図るため、人権の適切な理解に向けた研修等を充実させます。

◆学校における働き方改革の推進

教員業務の見直し、部活動の在り方など、教員の働き方改革を進めることで、学校教育の質の維持向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
地域学校協働本部の設置校 ※2019(平成31)年度から「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」へ変更	—	16校 (2018(平成30)年度見込)	

基本計画事業候補

事業名	地域人材等を活用した教育の充実	担当課	指導室	重点2
事業の概要	学校と地域を結ぶため、コーディネーターを配置し、学校の教育活動に合わせた地域人材を活用することで、地域全体で学校の教育活動を支援する体制をつくります。			

05-6 安全・安心な学校づくりの推進

◆食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等に応じて、給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するなど、学校における食物アレルギー対策を進めます。

◆安全教育の推進

調布市防災教育の日の取組等を実践する中で、児童・生徒の自助・共助意識を養うとともに、児童・生徒自らが、安全確保のために必要な知識と行動を修得し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

◆児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理、児童交通見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、継続的にシックハウス対策を講じ、安全・安心な学習環境を提供します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
防災教育の日の参加者数	2万8077人 2014(平成26)年度	2万9935人 (2014(平成26)年度 ～2018(平成30)年度 平均)	

基本計画事業候補

事業名	命の教育活動の推進	担当課	指導室	重点1
事業の概要	調布市防災教育の日における「命」の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。			

05-7 学校施設整備の推進

◆老朽化・長寿命化対策等の推進

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、(仮称)調布市学校施設整備方針(2019(平成31)年3月策定予定)に基づき、施設の長寿命化を基本として、費用対効果を踏まえた整備手法を多角的に検討し、計画的な改修等の公共施設マネジメントに取り組みます。

また、避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の向上を進めます。

◆不足教室への対応

児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策に引き続き取り組みます。

◆快適な教育環境の整備

学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館への空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合(上段:屋上防水, 中段:外壁, 下段:受変電設備)	60% 38% 93% (2014(平成26)年度)	96% 80% 96% (2017(平成29)年度)	➔

基本計画事業候補

事業名	小・中学校施設の整備	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進するとともに、非構造部材の耐震化、避難所機能の充実を進めます。また、教育人口の増加に伴う不足教室への対応に引き続き取り組みます。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、安全・安心の見守りに努めます。
- 事業者は、生徒が望ましい勤労観や職業観、社会のルールやマナーを身に付けるために協力します。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
地域人材を活用した教育活動推進 (地域学校協働本部)	部活動指導員，学習支援員など

2-3 青少年が地域の中で、様々な体験や世代間交流を通じて成長できるまち

施策06 青少年の健全育成

目的	対象	青少年，困難を抱える子ども・若者
	意図	青少年が自覚と責任を持って社会生活をおくることができる 困難を抱える子ども・若者を適切な支援につなげることができる

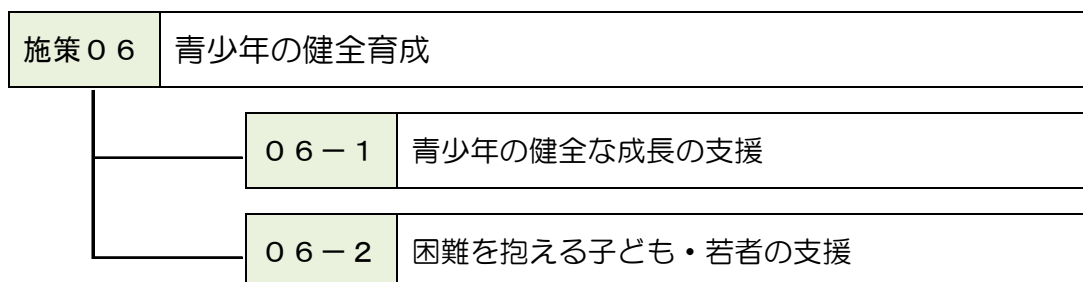
施策の方向

青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活をおくることができるよう，健全育成の場の提供や環境づくり，地域活動において活躍できる人材の育成，自立支援について，家庭，学校，地域及び行政が一体となった取組を推進します。

後期基本計画における施策のポイント

- 社会生活を営むうえで困難を抱える若者の自立支援の推進（調布市子ども・若者支援地域協議会など関係機関等の連携）
- ラグビーワールドカップ2019™日本大会・東京2020大会を契機とした青少年の健全育成の推進
- 児童館の今後の在り方や運営に関する考え方の整理，民間活力活用の検討

基本的取組の体系



現状と課題

- 調布市は、健全育成推進地区委員会を全小学校区に設置し、青少年の健全育成を図っています。また、青少年問題協議会及び青少年補導連絡会では、関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組んでいます。
- 青少年の健全育成の場としてリーダー養成講習会を開催し、地域等で活躍できる人材を養成しています。今後も、青少年の健全育成を図るため、地域で活躍できる人材の養成を推進していく必要があります。
- 子どもの意見発表の場として「調布っ子“夢”発表会」を実施するほか、成人式においては実行委員会を組織し、企画・運営に携わる機会を設けるなど、青少年の様々な体験活動の場を設けています。また、八ヶ岳少年自然の家を活用し、児童の集団宿泊事業を実施しているほか、特別支援学級に通う児童・生徒に対して、学校だけではできない様々な体験を提供しています。
- 青少年の健全育成に向けた居場所・活動場所として、多くの青少年が児童館や青少年ステーション、青少年交流館等を利用しており、引き続き、利用者のニーズを踏まえた特色ある事業を実施していく必要があります。
- 調布市では、放課後児童健全育成事業として、学童クラブの充実に取り組むとともに、学校施設を利用して小学生の放課後等における安全な遊び場、居場所を確保するため、市立小学校全校で放課後子供教室事業「ユーフォー」を実施しています。引き続き、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の考え方にに基づき、学童クラブとユーフォー各々の特性を生かしながら、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、両事業の連携を推進していく必要があります。
- 2016（平成28）年度に学識経験者や公募市民で構成する「児童館のあり方検討委員会」を開催し、今後の児童館の役割や機能などの在り方について検討を行い、報告書を取りまとめました。この報告書の提言を踏まえつつ、地域における身近な子育て・子育て支援の拠点としての児童館の今後の在り方、運営に関する考え方の整理に基づく民間活力の活用について検討します。
- 市では、2015（平成27）年3月に策定した「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」において、困難を有する若者への支援（調布市子ども・若者計画）を位置付け、各種取組を推進しています。また、2015（平成27）年度から、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者を対象に、相談・学習支援・居場所の3つの事業を一体的に実施する子ども・若者総合支援事業「ここあ」を実施しています。
- 2017（平成29）年11月に、子ども・若者に対する支援を行う関係機関等が連携し、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子ども・若者を支援することを目的に、調布市子ども・若者支援地域協議会（調布市子ども・若者支援地域ネットワーク）を立ち上げました。

✚ 基本的取組の内容

06-1 青少年の健全な成長の支援

◆健全育成の環境づくり

健全育成推進地区委員会や関係機関等と連携・協力し、スポーツ大会や青少年表彰を行うなど青少年の健全育成を推進していきます。また、青少年問題協議会や青少年補導連絡会等と連携し、街頭パトロール、薬物防止啓発活動等に取り組むとともに、事業者等の協力を得ながら、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進します。

◆地域で活躍できる人材の養成

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、各種リーダー養成講習会の実施及び支援を行います。各種講習会を通して、小学生を対象としたジュニアサブリーダー、中学生を対象としたジュニアリーダー、高校生学齢を対象としたシニアリーダーの育成に努めることで、地域で活躍できる人材の養成を図ります。

◆青少年の自主的な活動の支援


児童館や、青少年ステーション、青少年交流館を活用し、青少年の自主的な活動を支援していきます。児童館、青少年ステーションについては、今後も地域の団体等と連携し、子どもたちに様々な体験を提供します。併せて、児童館でのタグラグビーの普及をはじめ、ラグビーワールドカップ2019™日本大会、東京2020大会を契機とした多様な交流活動を推進します。

また、地域における身近な子育て・子育て支援の重要な拠点の一つである児童館の今後の在り方、運営に関する考え方の整理に基づく民間活力の活用について検討します。

◆児童の放課後等の居場所づくり

放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と、様々な遊びや活動プログラムを通じた子どもたちの交流促進のため、学童クラブや地域のボランティア、児童館等と連携したユーフォー事業を実施します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
児童館における子どもの自主企画事業の件数	—	集計中	

その他の主な事業

- ・リーダー養成講習会の実施
- ・青少年ステーション（CAPS）における中・高校生世代の健全育成

06-2 困難を抱える子ども・若者の支援

◆困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

困難を抱える子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、教育、福祉、子ども分野の公的機関のほか、NPO法人等で構成する子ども・若者支援地域ネットワークを通じて、様々な専門性を持った関係機関等が連携し、困難を抱える子ども・若者とその家族を支援します。また、子ども・若者総合支援事業「ここあ」では、困難を抱える子ども・若者の総合相談窓口として、個々に応じた相談支援を行うとともに、居場所事業、学習支援を通して、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
「ここあ」の相談事業における他機関との連携件数	—	383件 2017(平成29)年度	

基本計画事業候補

事業名	子ども・若者への支援	担当課	児童青少年課	重点2
事業の概要	<p>子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、概ね15歳以上の不登校、無職、フリーター、ひきこもり等の子ども・若者を対象に、相談や居場所の提供など計画的な支援を行いつつ、自立を目指します。</p> <p>また、市内において居場所を提供する事業への補助を行うとともに、2017(平成29)年度に設置した子ども・若者支援地域ネットワークを通して、支援を行う機関、団体等のネットワーク形成を図ります。</p>			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、登下校時の安全や青少年の健全な成長を見守ります。
- 事業者は、青少年が健全に成長できる環境づくりに取り組みます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
調布市子ども・若者支援地域ネットワーク	調布若者サポートステーション、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット、調布センターたけのこ他
子ども・若者総合支援事業	社会福祉法人 調布市社会福祉協議会

